

連盟本部との意見交換に臨むに当たっての準備書面

連盟本部と広域加盟団体（東部日本）との対立の構図は、私たち東北ブロックの代表者が参加を認められていた公益認可前の評議員会等で繰り返されており、いつか抜き差しならぬ状態に陥るのではないかと危惧していたところです。広域加盟団体はそもそも“自らの組織の独自性”を強く主張しており、公益認定に際しても組織の一本化を主張する連盟本部との間には、埋めることのできない深い溝があったと考えられます。

東北ブロックは、J B D F会員により組織された東北6県連盟の集合体です。繰り返しますが組織の元になるのはJ B D F会員であり、指導者資格の試験制度や、ジュニアスクールや学校学習支援等については連盟本部の指導を仰ぎながら、競技部門は東部日本の協力団体として東部日本と同一歩調を取ってまいりました。

今般の連盟本部と東部日本の関係悪化を深刻に受け止めており、元の状態に戻って下さることを心から願いながら、先の要望書を出させていただきました。昨年から起こった一連の事象を見る限り、組織運営のまづさと調整能力のなさが露見しており、連盟本部役員の総退陣を求めたのも、組織をまとめる者のけじめとしてそこから始めていただかなければと考えたからです。

せっかくの意見交換の場を設けて頂きましたので、私たちの懸念を率直にお伝えしたいと存じます。以下、質問をさせていただきますので、それにお答えいただく形で私たちの疑惑を払拭して下さい。責任ある回答をよろしくお願い申し上げます。

1. 今回は、東北ブロックの代表者（各県連盟長）から意見を聴取するということであるが、関東甲信越ブロックからも同様の意見書が提出されていると聞く。その対応はいかがされるのか？
2. 西部日本ボールルームダンス連盟の加盟団体認可申請未承認が今回の騒動の根源と考えるが、その決定を撤回することを考えているか？
3. そもそも、西部日本ボールルームダンス連盟がその所管地域の県連盟を掌握し、それぞれの県連盟に所属するJ B D F会員（正会員・登録会員・認定会員）を構成員としていることを認識したうえで、加盟団体認可未

東部	5858名	財団	10860名
西部	2145名	- 東部・西部	8003名
	5003名		2857名

を理解していれば、絶対やるべきでない決定であったと考えるがどうか？

(J B D F会員10, 860名の内西部日本2, 145名が、自らの所属する西部日本ボールルームダンス連盟の加盟団体申請却下という事態に遭遇した。その心情は我々にも理解できる。J B D Fを追い出されたと同様の仕打ちであり、J B D Fに反発こそすれ、擦り寄ろうとすることなど有り得ないと考える。J B D Fの会員資格まで否定したものではないと言われるのだろうが、その地域の会員にどのように受け取られるか、十分な配慮が必要であったと考える。ちなみに、東部日本の所管地域のJ B D F会員は5858人であり、東北ブロックに内1038人が帰属する。東部日本と連盟本部の関係悪化が深刻化すれば、我々も同様の立場に追い込まれる。)

4. 平成27年5月19日に連盟本部のホームページに掲載された文書で「西部日本ボールルームダンス連盟は加盟団体に相応しくない行いがあり、一般社団法人西部日本ボールルームダンス連盟は正規の手続きを経ずに設立されたものであり、同連盟会員より本連盟会員より本連盟へ正式な懲戒申し立てがあり、その事実が確認されたものです。」と断じ、平成27年5月15日の第13回臨時理事会で加盟申請却下が決議されたことを伝えているが、その懲戒申し立ての証拠の信ぴょう性の方が疑わしいと思われるが十分に調査した結果なのか？

(西部日本の加盟申請却下は、連盟本部の懲戒委員会等で審議が行われたと思われるが、その詳細をお聞きしたい。情報では、小久保専務理事が当時の懲戒委員長であったとお聞きしたが、事情をよくご存じなのでは？)

5. J B D FがWDCやWDSFのどちらにも偏らない中立の立場をとるというスタンスは理解しているつもりだが、我が国のダンス指導者の大多数がWDCの中で育っており、現役プロの大半もその中で育てられている。技術的にもWDCの中で学んでいることを理解したうえで、アマチュア選手の大きな支持母体であるWDSFとの関係を考えていくべきである。近年の連盟本部の動きはあまりに性急であり、組織そのものがWDCからWDSFへ舵を切ったかのようである。これを軌道修正しないことには、東部日本とも西部日本とも話し合いは成立しないであろうし、J B D Fの財産であるプロ選手を引き入れることなど叶わないと考えるが、「出て行く者は勝手に出て行け」というような態度を取り続けるのか？

6. J B D F会員の構成を見れば、競技を志した経験を持つ者は3分の1にも満たない。おそらく東北ブロックでは20%程度だろうと思われる。連盟本部は「オリンピック」や「国体」に熱心なようだが、それは、ダンスがもっと市民権を得た上で取り組むべき課題ではないのか？もともと競技は「日本競技ダンス連盟」を起源とする東部日本や西部日本の得意な分野であり、そこに全面的に任せる体制を取るべきである。J B D Fの傘の下で、広域加盟団体が大いに力を発揮する形を作っていくべきであり、東北ブロックはそれを望んでいる。その方向に進んでもらえないか？
7. 今般理事改選が行われたようであるが、理事は評議員会が選出する。その評議員は「評議員選考委員5名が選考を行う。」とされている。評議員選考委員5名の内2名は評議員であり、他3名を外部に求めるがその外部委員は理事会が選任することになっている。公益法人三法は「評議員の選任・解任は定款で定める方法による。ただし。理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効」（153条1項8号、3項）としている。巧妙に公益法人三法を^{かい}^く潜^ひっているように見えるがいかがか？
8. J B D Fのホームページに「スーパージャパンの大会要項」が今週になって掲載された。どう考えても赤字になるであろう事業を、強引に開催する意図は何か？東部日本が開催を計画している「プレミアカップ」を共催することはできないのか？公益財団法人の財務内容を悪化させることが明白な不採算事業を強行する理事会並びにその理事を選出した評議員会は「善管注意義務」に違反し、場合によっては損害賠償を求められるのではないか？

平成28年1月15日付連盟本部から東部日本に対する「通知書」について

平成28年1月15日付で、連盟本部から東部日本に発せられた文書（通知書）を読みました。

その中で、東部日本が加盟団体規定に違反して行った利益相反活動として、日本インターナショナルダンス選手権大会のボイコット活動等を挙げておられますが、東部日本から再三の審査員派遣に関するお願いをしたにもかかわらず、全く聞き入れられない状況下で、東部日本としての開催協力を辞退したものであり、出場ボイコットはプロ選手会が独自の判断で行ったことではないでしょうか。

その後の連盟本部の主催競技会への不参加は、事の成り行き上止む負えないことであり、その收拾を図ることなく無理やり各種大会を開催することの方が問題であったと考えます。

また、東部日本が管轄の都県連盟における本法人会員への会費不払い運動を先導したかのような文面がありますが、都県連盟が東部日本からそのような指示を受けた事実はありません。

長野県連盟が3月6日に開催する東部日本公認競技会について、なぜ連盟本部の主要事業に対する著しい妨害となるのか理解できません。長野県連盟が開催する東部日本の公認競技会は、関東甲信越ブロックが毎年開催を続けている競技会であり、今年の当番県が長野県であっただけです。当初、3月27日に開催を予定していたところ、同日に東部日本のプレミアカップが開催されることになり、自主的に開催日の変更を行ったと聞いております。

このような通知書が、連盟会長名でいまだに発せられていること自体が残念です。とても真摯な態度のお手本をお見せ頂いているとは思えません。